

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

瀬戸市公平委員会

委員長 石橋和裕

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成6年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）</u> の例による。	瀬戸市公平委員会の保有する個人情報の開示等に関する事項については、 <u>市長の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成6年瀬戸市規則第4号）</u> の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。